

滋 障 第 1 3 5 7 号

平成 22 年(2010 年) 5 月 24 日

就労継続支援 B 型事業所 }
旧 法 通 所 授 産 施 設 } 管理者 様

滋賀県健康福祉部障害者自立支援課長

(公 印 省 略)

平成 22 年度『就労収入向上実践計画策定支援セミナー』（目標工賃達成指導員導入研修）の開催について

平素は、本県の障害福祉施策の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年 4 月より、就労継続支援 B 型事業所における就労収入の向上を図るため、目標工賃の達成に従事する「目標工賃達成指導員」（以下「達成指導員」という。）を配置する場合には、一定の要件のもとで自立支援給付費の加算（目標工賃達成指導員配置加算）の対象となったところです。

なお、本県では各事業所における就労収入向上に向けた取り組みをより確実なものとするため、県が別途開催する達成指導員の資質向上のためのセミナー（目標工賃達成指導員導入研修）の受講をこの加算の要件としています。

つきましては、今年度のセミナーについて別紙開催要領により実施しますので、対象職員の受講についてご配慮いただくとともに、当該加算にかかる届出事務についても遺漏のないよう、併せてお願いします。

担 当	〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県健康福祉部障害者自立支援課 企画調整担当 <small>かわぞえ</small> 川副・服部 TEL 077-528-3541 / FAX 077-528-4853 E-mail ec0002@pref.shiga.lg.jp
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別紙1)

就労収入向上実践計画策定支援セミナー(目標工賃達成指導員導入研修)

開催要領

1. 目的

この研修は、就労継続支援B型事業所および旧法授産施設において、管理者または目標工賃の達成に向けて主導的な立場にある職員(「目標工賃達成指導員」として配置されている者または就任予定者)を対象に、会計事務をはじめとした導入研修を実施することにより、各事業所が策定した「就労収入向上実践計画」に掲げる工賃目標の達成のために必要な知識・技術の習得を図ることを目的とする。

2. 主催

滋賀県(事業委託先: 社団法人滋賀県社会就労事業振興センター)

3. 研修日程および内容等

日時 平成22年7月5日(月) 13:00~17:00(12:30~受付開始)

場所 滋賀県庁 厚生会館4階大会議室

内容 「目標工賃達成指導員に問われるもの(仮題)」

講師: 滋賀県社会就労事業振興センター 常務理事 高橋 信二 氏

「就労収入向上実践計画策定における会計講座(仮題)」

講師: 上西祥之会計事務所 所長 上西 祥之 氏

(講義内容は、今後の調整で変更となることがあります。)

4. 対象者

就労継続支援B型事業所(または同事業へ移行予定の旧法授産施設)の職員であって、管理者または目標工賃達成指導員として配置予定の者であり、かつ、昨年度のセミナー未受講の者

5. 受講申込方法

別紙「受講申込票」に必要事項をご記入のうえ、平成22年6月25日(金)必着で下記までFAXにて送付願います。

送付先: 〒525-0032 草津市大路二丁目11-15

社団法人滋賀県社会就労事業振興センター 担当: 林

TEL 077-566-8266 / FAX 077-566-8277

(希望者多数の場合は、出席人数を調整させていただくことがあります。)

(別紙2)

「目標工賃達成指導員配置加算」届出要領

1. 基本事項(加算の要件)

(1) 人員配置 ... 前年度の平均利用者数に対し、目標工賃達成指導員を除いた人員(生活支援員・職業指導員)の配置が7.5:1以上であること。

に加えて、前年度の平均利用者数に対し、目標工賃達成指導員を加えた人員(目標工賃達成指導員・生活支援員・職業指導員)の配置が6:1以上であること。

目標工賃達成指導員は専従とすること。(常勤である必要はない。ただし、他の職種との兼務は不可。)

(2) 研修受講 ... 目標工賃達成指導員の配置予定者が、県が別途開催する「就労収入向上実践計画策定支援セミナー(目標工賃達成指導員導入研修)」を受講済であること。

(3) 計画策定 ... 配置予定事業所について、「就労収入向上実践計画(工賃引き上げ計画)」が策定済であること。

2. 提出書類

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)その1

〃

(様式第5号)その2

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)

従業者の勤務態勢及び形態一覧表(別紙2)

利用者の状況(別紙4)

目標工賃達成指導員対象施設の配置状況(別紙18)

事業所の就労収入向上実践計画の写し(県の審査を終了したもの)

研修終了証明書の写し(正本はセミナー修了後、会場にて交付します。)

～ については当課ホームページに掲載中です

<http://www.pref.shiga.jp/kakuka/e/shougai/h22henkou/22housyu.xls>

3. 届出時期と報酬加算の反映時期

7月5日(月)セミナー受講

7月15日(木)までに県あて届出

7月15日(木)以降に県あて届出

7月サービス提供分から加算可能
(8月10日国保連への請求締切)

8月サービス提供分から加算可能
(9月10日国保連への請求締切)

4. 届出にあたっての留意事項

(1) 加算対象となる受講対象者について

セミナーの受講については、管理者、サービス管理責任者など、目標工賃達成指導員以外の方であっても受講いただいて結構ですが、報酬加算の対象となるのはあくまでも「目標工賃達成指導員による受講」のみです。

したがって、例えば管理者、目標工賃達成指導員就任予定者の2名で受講予定のところ、セミナー当日に目標工賃達成指導員就任予定者が欠席し、管理者のみの受講となったような場合は、管理者に対して研修終了証明書は交付いたしますが、この修了証明書をもって加算の届出をしていただくことはできません。

(2) 届出書類の事前準備について

セミナー開催から県への加算届出までの期間が短いことから、修了証明書以外の届出書類については、あらかじめご準備いただくことをおすすめします。

(別紙3)

就労収入向上実践計画策定支援セミナー (目標工賃達成指導員導入研修)

受講申込票

<申込期日：6月25日(金)18:00まで>

平成22年 月 日

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター 行き
(担当：林 FAX：077-566-8277)

事業所名		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	

平成22年7月5日(月)13時から開催の「就労収入向上実践計画策定支援セミナー」(目標工賃達成指導員導入研修)について、下記の職員の受講を申し込みます。

記

	職名	氏名	受講理由
1			
2			
3			

お届けのあった事業所名・氏名で「研修修了証明書」を発行しますので、記入間違いのないようお願いします。

なお、受講理由欄には、以下の ~ のいずれかの数字をご記入ください。

今年度7月より目標工賃達成指導員として配置予定のため

来年度以降に目標工賃達成指導員として配置予定のため

現時点では目標工賃達成指導員としての配置予定はないが、就労収入向上のための基礎知識・技術を習得するため

【下記の対応が必要な場合は、あらかじめ6月4日(金)までにお知らせください。】

手話通訳対応 < 要 ・ 否 >

車椅子対応車両の駐車スペースの確保 < 要 ・ 否 >

車両で「要」の場合(車両番号 _____ 車種 _____)